

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 3729
17年2月14日(火)
・Fax 095-828-1953

郵政労働契約法20条裁判 証人調べ始まる

おはようございます。

2月6日から、「郵政労働契約法20条東日本裁判」(東京地裁)の証人調べが始まりました。

今回の証人調べでは、6日と20日の2回の公判で原告・被告双方から、それぞれ3名の証人が出廷して証言を行います。既に書面での主張は、重ねられています。日本郵便で働いている者が生の声を裁判長に訴える意味は大きいものです。

この証人調べに、長崎からも山田書記長が傍聴支援に行きました。傍聴しての感想と裁判で焦点となっている主張などを報告します。



聴してきました。傍聴席は抽選ではなく早い者勝ちとの事で、早くから集合・並んだ結果、傍聴席の9割を原告(ユニオン)側が占めました。

証人尋問は、予定通り13時10分に、会社側証人に対するものから始まりました。

一人目は「各種手当と休暇の関係」での証人尋問でした。

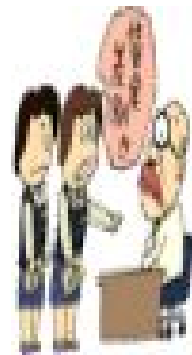
正社員に支給している多くの手当の主旨を「正社員は長期の雇用を前提として会社に貢献するインセンティブとして付与する」と主張しました。雇用に関しては、正社員は長期の雇用を前提としているが、期間社員は長期に雇用を目的としていないと回答しました。

二人目の尋問では「(新)人事制度前の一般職と、新たに創設された(新)一般職の違いや、期間雇用社員と正社員の役割と職責」が争点になりました。

三人目は東京都内の局の集配部長です。「集配業務での正社員と期間雇用社員の違いについて」を証言しました。

出廷する証人は、証人調べ

の前に「陳述書」を裁判所に提出します。これは、自らの主張や証言の内容を予め文章にまとめた物です。



その中から、会社が求めた証人の陳述書を紹介し、会社側の主張・認識と現場の労働者の認識の違いを明らかにします。

本件裁判は、日本郵便で働く正社員と期間社員の処遇の格差が、労働契約法のいう「不合理か否か」を巡って争われていて、郵便局の現場での仕事に、正社員と期間社員では、どのような違いがあり、その違いが処遇の格差に比較して、合理的か不合理かが争われているものです。

原告である期間雇用社員と郵政ユニオンは、仕事の内容・責任の度合いに大きな違いはなく、故に、処遇の大きな格差は不合理であり、是正すべし、と主張しています。

一方で会社は、正社員と契約社員の格差はそれなりの理由がある、と主張する訳ですが、それは日常の仕

事との関係では、どのように考えているかを見てみます。

先ほどの集配部長を務める証人の「陳述書」から、集配業務での正社員と期間雇用社員の違いについて、触れた部分を項目ごとに簡潔に紹介します。

通区訓練の指導役

通区訓練の性質上、指導役はその地域を熟知している者が担当する必要があります。そのため、時給制契約社員にも指導役を指示することはないわけではないものの、あくまで正社員の指導を優先的に検討し、適切な人員がいなかった場合に、補充的に時給制契約社員に指導役の指示がなされるに過ぎません。



シフトの穴埋め

まずは優先的に、正社員が穴埋めを行っています。そのため時給制契約社員に対して穴埋めの打診がなされることあるにしても、それは、事情によりどうしても班内の正社員による穴埋めができない等の例外的な場合に限られます。

お客のクレームへの対応
お客様からクレームがあった場合の対応は基本的に正社員が責任をもって対応にあたる事になっている。当社においては、郵便業務におけるお客様の苦情等の対応については、正社員が責任を持って処理するものとされています。

場合によっては、時給制契約社員が苦情等に対応することもありますが、自身の配達ルート上に誤配達のあったお客様がふくまれていたケース等において、初期的な対応を行っているものであり、時給制契約社員が責任ある立場でお客様の対応する苦情等に対応する事は原則ありません。

以上の三点の項目に対する主張だけを見ても、訴訟という事態になったので、殊更に正社員の責任が重く契約社員の仕事上の責任は軽い、というストーリーを作り上げようとしているようにも思えます。このような主張は現場で働く社員の思いを逆なでするもので、到底受け入れることは出来ません。

*項目が多いので次回にも続きます。尚、今回の記事は「郵政ユニオン長崎支部情報」を元に構成しています。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇。

なくその差別!

ユニオンは労働法裁判に勝利するぞ!